

知多地域成年後見制度利用促進計画【概要版】 2020年3月

【策定趣旨】

知多地域では、平成20年度より、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護、財産管理等を行う成年後見制度利用促進事業を知多5市5町共同により実施しています。

この計画は、平成28年度に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、全国的な認知症高齢者の増加等を背景に、地域における各支援機関の連携ネットワークを整備するとともに、その連携調整等を担う中核機関を設置し、もって地域における権利擁護支援をさらに充実させることを目的として策定するものです。

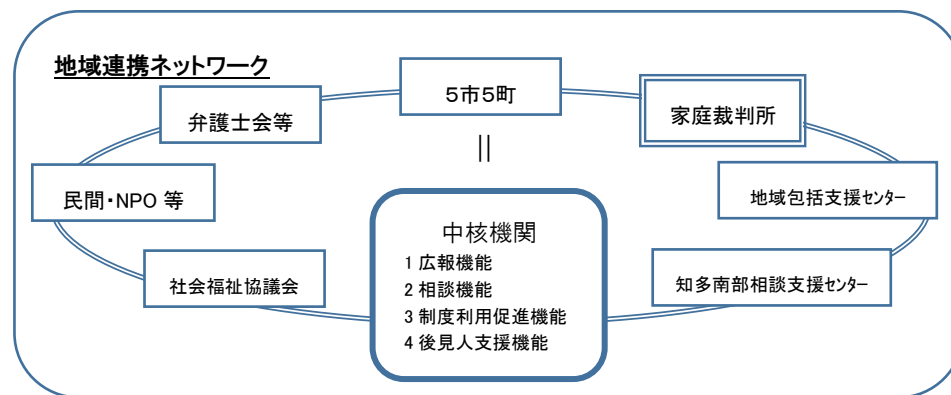
住民の皆さんが、住み慣れた地域で共に支え合いながら、いつまでも自分らしく暮らしていける社会の実現を目指します。

【計画期間】 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度(5年間)

【構成市町】 半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町
・南知多町・美浜町・武豊町

【4つの重点目標】

- A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備
- B 幅広い権利擁護支援事業の展開
- C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備
- D 権利擁護・地域福祉の普及啓発と人材育成



◇4つの重点目標と12の施策◇

A 成年後見制度の利用促進を担う 中核機関の整備

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき知多地域における中核機関を整備、制度利用に係る利便性向上を図ります。

【施策】

1. 中核機関の整備
2. 後見人支援の体制整備
3. 制度利用の利便性向上と質の確保

B 幅広い権利擁護支援事業の展開

成年後見制度利用促進のほか、虐待対応、紛争解決、ライフエンディングなど幅広い権利擁護支援の展開を図ります。

【施策】

4. 虐待対応に係る支援体制の整備
5. 紛争解決の仕組みづくり
6. ライフエンディング事業の整備

C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備

中核機関を中心に知多地域の福祉・医療・保健・司法など各支援機関のネットワークを整備、連携体制強化を図ります。

【施策】

7. 地域連携ネットワークの整備
8. 各支援機関と中核機関との連携強化
9. 日常生活自立支援事業の利用促進

D 権利擁護・地域福祉の普及啓発と人材育成

知多地域における権利擁護・地域福祉の担い手となる人材育成を図るとともに、普及啓発を推進します。

【施策】

10. 権利擁護を担う人材育成
11. 権利擁護の普及・啓発
12. 地域福祉人材活用システムの整備



(お問い合わせ)

南知多町厚生部福祉課・保健介護課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
電話:0569-65-0711 ファックス:0569-65-0694